

近畿地方整備局 局長 布村 明彦 様

淀川水系のダムを考える大阪府民の会

共同代表 増田京子 神前進一 小林洋一

抗議文 及び 公開質問状

近畿地方整備局は6月20日に発表した河川整備計画案を撤回すること

2007年8月から始まった第3期委員による淀川水系流域委員会の審議中、2007年8月29日に開催された第58回委員会において「原案の審議は非常に重要だ。基礎案と大きく違っている部分もあるので、かなりの審議が必要になる。12月中の意見書提出を目標とするが、河川管理者には徹底的に説明責任を果たしてもらいたい。制限時間が来たからといって審議を打ち切るといようなことだけはやめていただきたい。」という委員長の要請に対して「まさに委員と河川管理者の信頼関係の話だ。河川管理者から一方的に時間切れを宣告できるはずがない。信頼関係を持って、きちんとやらして頂きたい（議事録より）」と谷本河川部長が発言し、見切り発車はしないと断言している。そしてその後、重要な資料として大戸川ダム治水（17cm問題）・予算の資料がでてきたのは12月以降であった。このような河川管理者の情報提供の遅れが、ダムについての意見をまとめることができなかった大きな理由である。しかし、委員会は最大の努力を重ね、意見を整理し、ダムに関する意見書を「中間意見書」として2008年4月22日、少数意見をつけ提出することを決定し、25日提出した。今後、残る課題を審議し最終意見書として提出する運びであった。それが5月27日に開催された第79回委員会では、予算について河川管理者から国会での審議を受け「レビュー委員会で話のあった経費削減が充分になされていない（中略）委員会としても、コスト縮減の工夫等を含めた効率化を図っていただきたい」と発言があり議論がされた。レビュー委員会でも報告書（見解）「2-3効率性」の中で委員会も効率化に積極的に取り組むなどの必要がある」とされているがその前提は「河川管理者は 諮問を行う際（中略）目標とするスケジュール、予算等を明示すべきである」とされている。予算については全く明示されていないにもかかわらず、自らの責務を怠ってここに来て経費がかかるのは委員会の責任であるような発言は認められるものではない。そして井上調査官が委員長の「見切り発車はしない」という確認に対して答えず、昨年8月29日の確約を追認しなかった。この日は見切り発車をしないと確約した谷本部長は欠席であった。その後、6月18日、急遽委員会には何の打診もなく、河川管理者は正副委員長を呼び出し、見切り発車もありうることを通告した。そ

れに対して正副委員長は見切り発車しないことを要望した。しかしなんとその二日後に整備計画案が公表されたのだ。

これはあまりにも大人げない対応である。約束無視、委員会を冒涇するものであり、また納税者への背信行為でもある。

諮問者である河川管理者が、委員会という公的な場での発言を撤回するためには、まず委員会を開催し、その場で説明することが最低限必要であろう。まったく公的な場ではない正副委員長との一方的な話し合いにおいて、形式的な通告後、即座に整備計画案を公表したことは断じて認められない。

改正河川法に基づき設置された淀川水系流域委員会はまだ最終意見書を提出していない。あくまでダムの中間意見書である。その認識は河川管理者も認めている。改正河川法第 16 条 2、第 3 項の「必要があると認めるとき」として国の諮問機関であるこの淀川水系流域委員会を設置した。その諮問機関の最終意見書を待たずに整備計画案を公表したことは暴挙以外のなにものでもなく、公権力の横暴であり、民主的手続きを脅かせるものである。この整備計画案は認められるものではない。河川管理者はこの整備計画案を早急に撤回し、委員会審議を継続し、最終意見書を求めなければならない。今回の河川管理者の行為に私たちは強く抗議し、以下質問する。

質問

- 一、なぜ委員会審議を無視して 20 日に整備計画案を公表したのか
- 一、20 日に示した整備計画案を撤回し、委員会審議を続行し最終意見を求めることについての見解を問う

以上の質問について、30 日に委員会が開催される前日（6 月 29 日）までに回答を求めるものである。